

県内市町村等の福利厚生事業の状況

(仙台市を除く)

令和3年4月1日現在

市町村(一部事務組合等含む。以下同じ。)職員の福利厚生事業については、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健、元気回復、その他厚生事業を計画し、実施しなければなりません。

また、事業の実施にあたっては、住民の理解が得られるような内容でなければならず、随時、点検・見直しを行い、適正に事業を実施することが必要であることは言うまでもありません。

県では、総務省による福利厚生事業調査をもとに、県内市町村の福利厚生事業の実施状況を取りまとめ公表いたします。

★総務省における福利厚生事業調査の概要★

■調査項目■

- ①職員互助会等に対する公費支出額
- ②職員互助会等に対する公費支出の見直し状況
- ③職員互助会等が行う福利厚生事業の公表状況
- ④公費を伴う個人給付事業の実施状況

◆地方公務員法(抜粋)◆

(厚生制度)

第42条 地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

職員互助会等に対する公費支出の状況

令和2年度決算において、県内市町村が職員互助会等に対し公費(補助金、助成金等)支出している団体はありません。

また、令和3年度当初予算において、職員互助会等への公費支出を予算化している団体もありません。

◆公費を伴う個人給付事業の状況

「公費を伴う個人給付事業」とは、「地方公共団体が直接実施している福利厚生事業」又は「職員互助会等で実施している事業のうち公費による助成を受けている給付事業」のことで、当県では前者のみの給付となっています。各地方公共団体では人間ドックや各種がん検診等の給付事業が行われております。

なお、各個人給付事業に係る県内の実施状況は次のとおりです。

<市町村>※調査対象数:34市町村

(単位:団体)

	結婚祝金	本人弔慰金	家族弔慰金	退職記念品	人間ドック	その他医療	永年勤続記念	その他事業
H30	0	25	19	1	22	23	1	1
R3	0	25	18	1	21	21	1	1

<一部事務組合>※調査対象者数:17団体(単位:団体)

	本人弔慰金	家族弔慰金	災害見舞金	人間ドック	その他医療
H30	8	6	1	3	10
R3	6	4	1	3	10

(※)その他医療は各種がん検診等、その他事業はメンタルヘルスルーム開設となっています。

★総務省ホームページで全国自治体の調査結果が公表されておりますので御覧ください。

なお、総務省において公表している個人給付事業の実施状況は、各市町村の首長部局のみの状況であるため、上記数値と異なる場合があります。

